

担当省	担当課	法律	条例	手続き	区域	事前の立ち入り	宿泊者確認
厚生労働省	衛生指導課	旅館業法	金沢市旅館業法施行条例	許可制	住居専用地域、第1種住居地域、工業地域は作れない。	保健所・消防局ともあり	直接対面
国土交通省	衛生指導課	住宅宿泊事業法	金沢市住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例	届出制	どこでも可能(条例で③のように制限)	保健所なし 消防局あり	ICT等でもよい

①

「保健局報告案件-4」
住宅宿泊事業法（民泊新法）と条例制定等について

市民福祉常任委員会資料
平成29年12月15日
保健局 衛生指導課

■ 住宅宿泊事業法について

1. 経緯

住宅宿泊事業法 平成29年6月16日公布
(平成30年6月15日施行)

住宅宿泊事業法施行令 平成29年10月27日公布

住宅宿泊事業法施行規則 平成29年10月27日公布

2. 概要

(1) 住宅の定義

- ・ 家屋内に台所、浴室、便所、洗面設備等の設備が設けられており、現に人の生活の本拠として使用されている家屋等

(2) 住宅宿泊事業に係る届出制度の創設

- ・ 住宅宿泊事業を営もうとする場合、届出が必要
- ・ 年間提供日数の上限は180日
- ・ 法18条の規定に基づき、条例により住宅宿泊事業を制限できる
- ・ 家主不在型は、住宅宿泊管理業者に委託することを義務付け

(3) 住宅宿泊管理業に係る登録制度の創設

- ・ 住宅宿泊管理業を営もうとする場合、国土交通大臣への登録が必要

(4) 住宅宿泊仲介業に係る登録制度の創設

- ・ 住宅宿泊仲介業を営もうとする場合、観光庁長官への登録が必要

■ 金沢市の対応について（民泊等宿泊対策プロジェクト）

住宅宿泊事業法の施行に向けて、良好な住環境の保全及び市民生活と調和した持続的な観光振興をはかるため、保健所設置市として、住宅宿泊事業に関する業務を担当することとし、事業の実施を制限する条例の制定について検討した。

■ 条例制定について

【方針】

- ・ 金沢市内では、ホテルなど宿泊施設の整備が相次いでおり、施設が不足している状況にはないことから、良好な住環境の保全を最優先に、事業の実施を制限する条例を制定する。
- ・ 新たな住宅宿泊事業に対し、市民・事業者が混乱しないよう、新条例と関連するまちづくり条例について、わかりやすい条例体系を確保する。

1. 「金沢市住宅宿泊事業の適正な運営に関する条例（仮称）」の制定骨子案(保健局)

- 区域と期間の制限を規定
 - 区域：旅館業法の宿泊事業（ホテル・旅館・簡易宿所）が認められていない住居専用地域等の用途地域の区域
 - 期間：平日の営業を制限（約60日）
- まちづくり条例による手続があることを規定
 - 手続きの内容
 - ・ まちづくり協定の遵守
 - ・ 法の届出前に行う住民への周知等

2. 「金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例」「金沢市における土地利用の適正化に関する条例」の改正骨子案（都市整備局）

- 届出対象に住宅宿泊事業を追加
 - ・ 住民合意のもと、まちづくり協定を活用した制限を可能とする
 - ・ 法の届出前30日間の住民周知（看板設置）と住民要請による説明会の開催

■ 今後の予定

条例案骨子のパブリックコメント：平成29年12月25日（月）～平成30年1月23日（火）

条例案の上程：平成29年度3月定例会

条例の施行：平成30年6月15日（法の施行日）

②

1) 制限を行う区域

○ 都市計画法第8条第1項第1号に規定する次の区域とします。

(制限区域)

- ・ 住居専用地域（第1・2種低層、第1・2種中高層）
- ・ 第1種住居地域（事業に供する部分が3000㎡を超える場合のみ）
- ・ 工業地域

住居専用地域	第1種住居地域	第2種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域
第1,2種低層	第1,2種中高層	3000㎡以下	3000㎡超	住居地域	住居地域	商業地域	工業地域
平日×約60日	180日	平日×約60日	180日	180日	180日	180日	平日×約60日

③

「保健局報告案件-2」
市内宿泊施設の状況について

市民福祉常任委員会資料
平成29年11月22日
保健局 衛生指導課

1. 市内におけるホテル、旅館等の件数について

平成29年10月末日における市内のホテル、旅館、簡易宿所の件数について報告する。
()内は客室数

	ホテル	旅館	簡易宿所
平成24年度末	72 (8,125)	75 (871)	18 (202)
平成25年度末	72 (8,310)	65 (773)	20 (224)
平成26年度末	75 (8,650)	67 (790)	23 (217)
平成27年度末	72 (8,726)	61 (713)	36 (288)
平成28年度末	74 (8,750)	60 (704)	81 (423)
平成29年10月末	74 (8,754)	58 (695)	109 (497)

(件数)

● ホテル ● 旅館 ● 簡易宿所

2. インターネットを通じて宿泊者を募集する市内宿泊施設について

本市が調査した大手仲介サイトに掲載された部屋数

	総数	許可有	指導中	所在地不明
平成27年7月末	35	5	12	18
平成28年3月末	77	15	13	49
平成28年6月末	128	30	13	85
平成28年9月末	160	36	15	109
平成28年12月末	194	79	26	89
平成29年3月末	151	85	8	58
平成29年6月末	197	115	15	67
平成29年9月末	257	161	13	83
平成29年10月末	284	175	13	96

本年7月に「旅館業・民泊の相談窓口」を衛生指導課に設置し、情報収集に努めている。所在地の判明した施設が無許可である場合には、営業の中止及びインターネット掲載の削除、さらに、関係各課と連携して適正な許可取得を指導している。

④

平成30年2月ごみ排出量（速報値）について

燃やすごみ

家庭系	H26年1月	H27年1月	H28年1月	H29年1月	H30年1月	前年同月比(%)	
	6,426	6,563	6,610	6,538	7,668	17.3	
事業系	H26年1月	H27年1月	H28年1月	H29年1月	H30年1月	前年同月比(%)	
	3,951	4,081	4,102	3,968	3,920	△1.2	
燃やすごみ		H26年2月	H27年2月	H28年2月	H29年2月	H30年2月	前年同月比(%)
		5,481	5,571	6,025	5,411	4,094	△24.3
		3,659	3,783	4,069	3,759	3,563	△5.2

埋立てごみ

家庭系	H26年1月	H27年1月	H28年1月	H29年1月	H30年1月	前年同月比(%)	
	295	242	214	177	509	187.6	
事業系	H26年1月	H27年1月	H28年1月	H29年1月	H30年1月	前年同月比(%)	
	643	533	525	519	366	△29.5	
埋立てごみ		H26年2月	H27年2月	H28年2月	H29年2月	H30年2月	前年同月比(%)
		252	224	221	181	106	△41.4
		601	604	680	583	356	△38.9

5

ごみ有料化のお金の使い道

10

6

II-2.地域コミュニティ活性化基金の活用

指定ごみ袋の販売収入の用途を明確にするため、収入の全額を地域コミュニティ活性化基金に積み立て、指定ごみ袋の製造・販売等に要する費用に充てるほか、地域コミュニティ活性化推進計画に基づく新規及び拡充事業に充当

1. 指定ごみ袋の販売収入 440,000千円

2. 指定ごみ袋の製造・販売等の経費 202,460千円

指定ごみ袋製造・販売費	193,000千円
ごみステーション充実費	6,300千円
違反ごみ対策費	3,000千円
ごみ分別促進アプリ運用費	180千円

1. 指定ごみ袋の販売収入(基金に積立て)	440,000千円
2. 指定ごみ袋の製造・販売等の経費(基金を充当)	202,460千円
3. 地域コミュニティ活性化推進計画事業(基金を充当)	201,540千円
1 - 2 - 3	36,000千円

残額は、基金に積立て
今後の地域コミュニティ活性化推進計画に基づく
新規施策や需要の増加分に充当

3. 地域コミュニティ活性化推進計画事業 22事業 201,540千円

(地域コミュニティの醸成・充実)	
新 地域コミュニティICT活用促進事業費	6,500千円
新 地域コミュニティ活性化事業費	19,400千円
新 市民活動サポートセンター運営費	19,932千円
新 地域コミュニティ運営体制支援事業費	1,000千円
新 善隣館いこいの広場モデル事業費	1,600千円
新 要援護者ごみ出しサポート事業費	35,000千円
新 古紙集団回収リサイクル推進費	30,000千円
改 コミュニティ活動推進用具購入等支援費	4,800千円
改 旧町名復活事業費	1,400千円
改 道路除雪機械等購入費補助	1,100千円
改 消雪装置設置費補助	5,000千円
改 古紙回収保管庫設置費補助	1,000千円
改 古紙集団回収奨励金	9,800千円
改 資源回収奨励金	18,000千円
(市民協働の推進)	
新 福祉ボランティアマッチング事業費	3,000千円
新 IoTを活用した認知症高齢者地域見守りネットワーク事業費	10,000千円
新 かなざわコミュニティ防災士育成強化費	1,780千円
改 協働のまちづくりチャレンジ事業費	1,500千円
改 歩けるまちづくり推進費	1,900千円
改 コミュニティ・スクール推進費	18,648千円
改 地域連携家庭教育支援費	7,980千円
改 緑豊かなまちづくり促進費	2,200千円

ふれあい収集対象世帯の判断基準

○次の1～5に該当する人の世帯

要件	基準
1 介護認定	※ 介護予防・生活支援サービス事業対象者が居る世帯
2 身体障害	身体障害者手帳4級以上の人が居る世帯
3 精神障害	精神障害者保健福祉手帳2級以上の人が居る世帯
4 知的障害	療育手帳B1以上の人が居る世帯
5 その他	高齢者世帯等 上記1から4に準ずる人が居る世帯

※H26年度制度までの「要支援」以上程度と同等

原則

ごみ出しについて、親族・近隣者、
その他ヘルパー等の協力が得られない世帯

新 要援護者ごみ出しサポート事業費 35,000千円

ごみ出しが困難な世帯を対象に、
ごみ出しサポート事業を本格実施

対象 次のいずれかの条件に該当する方で、
単身又は親族や近隣者等の協力が
得られない世帯

- 要介護1以上
- 身体障害者手帳4級以上
- 精神障害者保健福祉手帳2級以上
- 療育手帳B1以上

7

8